



No	対象	確認事項	職員使用
7	全員	記載された直近3か月の就労実績内で、雇用契約(就労日数・就労時間)の変更はありましたか？または今後変更の予定がありますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 就労証明書の項目17に「勤務体制の変更期間」「変更後の就労日数・就労時間」等の記載があるか確認してください。 ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	全員	就労証明書の「7就労実績」について、少なくとも1か月以上、就労証明書の「6就労時間」に記載された雇用契約上の就労日数・就労時間以上となっていますか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい → 実績が少なくなっていた場合、「特に理由なし」として扱います。 ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → <b>以下の実績が少なくなっている理由にチェック・記入してください(複数チェック可)。</b> ※下記に該当していたとしても、必ず考慮できるわけではありません。 ⇒ <input type="checkbox"/> 特に理由なし・その他( ) ⇒ <input type="checkbox"/> 休憩時間、有給休暇、残業時間が含まれていない。 → 正しい就労証明書をご提出ください。 ⇒ <input type="checkbox"/> 育児短時間(時短)勤務制度(会社独自の制度含む)を利用していた。 → 就労証明書の「17短時間(時短)勤務制度の利用をはじめとした勤務体制の変更」欄に「勤務体制の変更期間」・「変更後の就労日数・就労時間」等が正しく記載されているか確認し、ご提出ください。 ⇒ <input type="checkbox"/> 保護者本人や子の体調不良( 年 月分～ 年 月分)。 → 就労証明書の「10 産休・育休以外の休業の取得」欄に証明を受け、「7就労実績」欄に影響のなかった直近の実績が正しく記載されているか確認し、ご提出ください(自営業等の方はご自身で記載してください)。 ⇒ <input type="checkbox"/> 妊娠中の体調不良( 年 月分～ 年 月分)。 → 就労証明書の「10 産休・育休以外の休業の取得」欄に証明を受け、「7就労実績」欄に影響のなかった直近の実績が正しく記載されているか確認し、ご提出ください(自営業等の方はご自身で記載してください)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	女性	現在、妊娠中ですか？ ⇒ <input type="checkbox"/> はい(出産予定日 年 月 日) → 出産予定日が入園希望日より「前」か「後(入園希望日含む)」のどちらですか？ ⇒ <input type="checkbox"/> 前 → 入園時点で育児休業中(取得予定)の場合は保育園入園月の翌月1日までに、産後休業中の場合は育児休業を取得せずに産後休業明けで、今回提出する就労証明書に記載された雇用契約(就労日数・就労時間)以上の就労をすることができますか？ → <input type="checkbox"/> はい → 就労要件での申込みとなります。 <b>入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります。</b> → <input type="checkbox"/> いいえ → 出産要件での申込みとなり、出産月の2か月後までの在園となります。 ※認可保育園等からの転園申込みの場合は、基準指数(50)の35点までの指数を適用します。その場合、転園が決まっても、育児休業の継続が可能です。 ⇒ <input type="checkbox"/> 後 → 入園日時点で産前休業を取得せずに、今回提出する就労証明書に記載された雇用契約(就労日数・就労時間)以上の就労をすることができますか？ → <input type="checkbox"/> はい → 就労要件での申込みとなります。 <b>入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります</b> (出産が入園日より前に早まった場合や入院により就労できなかった場合など、やむを得ない場合を除きます。その場合は、証明書の提出が必要となります)。 → <input type="checkbox"/> いいえ → 入園日時点で産前休業中(取得予定)ですか？ → <input type="checkbox"/> はい → 出産要件での申込みとなり、出産月の2か月後までの在園となります。 ※認可保育園等からの転園申込みの場合は、基準指数(50)の35点までの指数を適用します。その場合、転園が決まっても、産前・産後休業や育児休業の継続が可能です。 → <input type="checkbox"/> いいえ → 確実に就労できる就労日数・就労時間を表面「No.2」で申告してください。 ※入園後、証明書を求めた際に、記載された内容で就労できていなかった場合、原則、その月の末日で退園となります。 ⇒ <input type="checkbox"/> いいえ → 申込み後に妊娠がわかった場合は、すみやかに母子健康手帳(コピー)を提出してください。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

提出する就労証明書、及び上記の記載内容について、間違いありません。

また、申告と相違があった場合は、入園内定を取消(入園後の場合は保育実施解除)されることを理解しています。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)